

環境保健行政について

平成18年3月13日
環境保健部**1. 「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム」
(通称Japanチャレンジプログラム)の進捗状況について****(1) プログラムの概要**

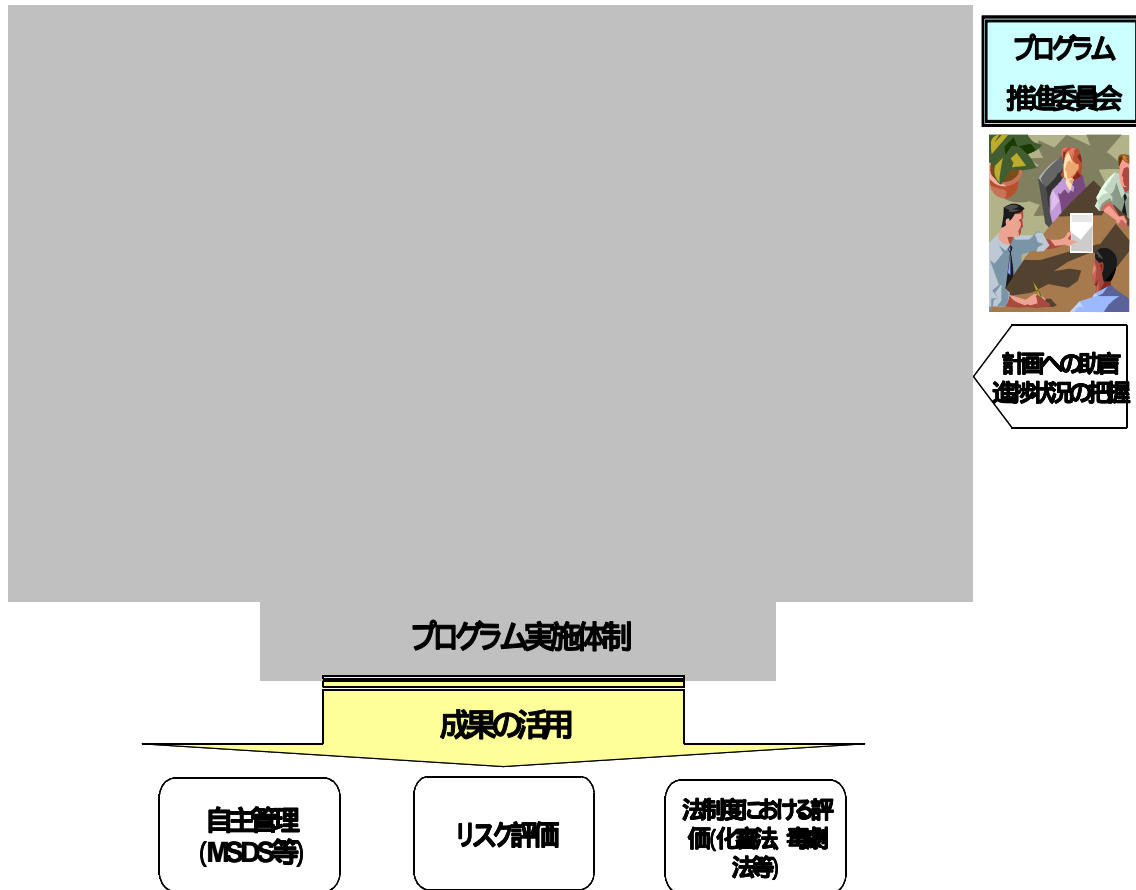
平成17年6月、環境省は厚生労働省及び経済産業省とともに、産業界と連携して、既存化学物質の安全性情報の収集を加速化し、化学物質の安全性について広く国民に発信していくことを目的とした「官民連携既存化学物質安全性収集情報・発信プログラム」(Japanチャレンジプログラム)を立ち上げた。

- 〔目的〕 化学物質の安全性情報の国民への発信
〔実施体制〕 産業界と国が連携して取組(事業者の参加は自主的)
〔対象物質〕 リスクの観点から優先度の高い物質から情報収集
- ・国内製造・輸入量が年間1,000トン以上の優先情報収集対象物質(約700物質)をリストとして公表
 - ・そのうち海外で情報収集の予定のない約160物質は、企業の自主的な参加(「スポンサー」)を得て情報収集
- 〔対象情報〕 OECDにおいて有害性の初期評価に必要とされている項目
〔情報発信〕 収集した情報をインターネット等を通じて公表

(2) プログラムの進捗状況

平成17年12月末の時点で、55企業及び3団体から自主的な参加を得て、71物質についてスポンサー登録が行われた。これは、スポンサーを募り、情報収集を行う予定の化学物質(約160物質)の5割弱に当たる。

図 Japanチャレンジプログラムの実施体制



2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく 第一種特定化学物質の指定について

(1) 経緯

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）は、難分解性かつ高蓄積性であって、人又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質を第一種特定化学物質として政令で指定し、その製造、輸入等を規制（事実上禁止）している。

昨年11月18日に開催された中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の審議において、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールについて、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある」可能性が示唆された。

このため同年12月21日付で、同化学物質を化審法に基づく第一種特定化学物質として指定することについて、環境大臣から中央環境審議会に諮問を行った。

その後、平成18年1月13日に開催された化学物質審査小委員会において、化審法施行令を改正し当該物質を第一種特定化学物質に指定することが適当との意見が得られた。

これを受け、同年1月16日付で中央環境審議会から、「当該物質を第一種特定化学物質に指定することが適当である」旨の答申が行われた。

(2) 今後の対応

上記答申を踏まえ、今後、関係各省と連携して、化審法施行令改正に向けた所定の手続きを行う。

(参考) 当該物質の用途及び製造・輸入量

用途	紫外線吸収剤
製造・輸入量	約 117 トン（平成 16 年度の数値）

3. 局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 (通称そらプロジェクト)について

(1) 事業の概要

幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がなく、国会における附帯決議において早期に調査を実施することが求められるとともに、大気汚染による健康影響に係る訴訟においても大きな争点となってきた。

平成17年度から平成22年度まで幹線道路沿道の住民を対象とした大規模な疫学調査「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 - そら (SORA) プロジェクト - 」を実施し、幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係についての解明を行うものである。

(2) 事業計画

学童(小学生)を対象とした5年間の追跡(コホート)調査(愛称: そら (SORA) しらべ隊)を平成17年度から開始したところであり、平成18年度以降も継続して調査する。(平成17年度から平成22年度)

平成18年度より、幼児を対象とした症例対照研究を実施する予定。(平成18年度から平成22年度)

成人を対象とした調査を実施して、局地的大気汚染と健康影響との関係を評価する予定。(平成19年度以降)

(3) 施策の効果

従来から医学的知見が不十分とされてきた幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について、新たな知見を加え評価を行うことが出来る。

環境省における毒ガス問題への最近の取組状況について

全般	茨城県神栖市		神奈川県寒川町・平塚市 千葉県習志野(習志野市、 船橋市、八千代市)	B/C 事案等
	健康影響に係る緊急措置等	汚染源調査		
<p>・15年6月6日 「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」閣議了解。</p> <p>・15年12月16日 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」閣議決定。</p> <p>・15年12月17日 第1回国内における毒ガス弾等に関する関係省庁連絡会議開催。毒ガス情報センター発足。</p> <p>【最近の状況】</p> <p>・18年2月8日 平成17年度第5回「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」開催(平成16年度は12回開催)。</p> <p>・17年7月7日 第6回国内における毒ガス弾等に関する関係省庁連絡会議幹事会開催(第1回1/28 第2回3/16、第3回4/26、第4回6/23、第5回11/15)。</p>	<p>・15年3月 飲用井戸から環境基準の450倍のヒ素検出(通称「A井戸」)、旧軍の毒ガス由来の可能性が高い有機ヒ素(ジフェニルアルシン酸)と判明。住民に健康影響。西方の井戸からも検出。</p> <p>・15年3月21日 ヒ素水質基準超過飲用井戸の飲用自粛を要請及び上水道への転換を促進。</p> <p>・15年6月6日 健康被害に係る緊急措置事業要綱を取りまとめ。</p> <p>・15年6月30日 申請の受付開始</p> <p>・16年2月25日 A・B地区を中心とした地域内での飲水中止を要請。</p> <p>・16年9月16日 神栖産米からジフェニルアルシン酸検出。</p> <p>・16年12月14日 ジフェニルアルシン酸検出米から、新たな物質であるフェニルメチルアルシン酸を検出。</p> <p>【最近の状況】</p> <p>・17年5月10日 ジフェニルアルシン酸及びフェニルメチルアルシン酸が検出された15年産米を常食していた者の生体試料からフェニルメチルアルシン酸を検出。現在、フェニルメチルアルシン酸の毒性評価、生体試料からフェニルメチルアルシン酸が検出された者に対する健康診査を実施中。</p> <p>・緊急措置事業の状況 申請者 545名 医療手帳対象者 135名</p>	<p>・15年5月～ <A地区> 物理探査、ボーリング調査等を実施。A井戸周辺3カ所で極めて高濃度の有機ヒ素を検出。 A井戸から南東90mの地点で高濃度のジフェニルアルシン酸検出。掘削調査を実施し、高濃度のジフェニルアルシン酸を含むコンクリート様の塊を発見(17年1月)。コンクリート様の塊を除去し、モニタリング調査等を継続中。</p> <p><B地区> 11月から広範な井戸水調査等を実施し、地下水汚染の拡大がないこと等を確認。モニタリング調査を継続中。</p> <p>【最近の状況】</p> <p>・17年6月29日 これまでの調査結果を取りまとめた「茨城県神栖町における汚染メカニズム解明のための調査 中間報告書」を公表。コンクリート様の塊が神栖地域の地下水汚染の汚染源である可能性が高いとされた。</p> <p>・18年2月8日 掘削調査で除去した汚染土壌等について神栖市内の廃棄物処理施設で焼却処理することは技術的に可能であるとの評価。本格処理の前提となる確認試験の実施に向けて住民説明会を開催。</p>	<p>・14年9月 寒川町のさがみ縦貫道路建設現場で作業員が旧軍毒ガスに被災。</p> <p>・15年4月 平塚市の地方合同庁舎建設現場土壌から毒ガス成分が検出。</p> <p>・15年11月 全国調査結果に基づき、習志野の事案をA事案に分類。いずれも国有地・直轄地の場合は、所管省庁が調査等を実施し、その他の地域は環境省が対応。</p> <p>・平成15年～16年度 環境調査で地下水、大気、物理探査、土壌、表層ガス調査、不審物確認調査を実施。</p> <p>【最近の状況】</p> <p>・17年4月20日 環境調査の結果、寒川・習志野では全ての調査で毒ガス成分を検出せず、「現状においては日常生活を行う上で危険性がない」ことを確認。 平塚では、一部の地下水及び一部の土壌からジフェニルアルシン酸等の有機ヒ素化合物が検出されたため、地下水モニタリング等を継続。習志野では、自衛隊習志野演習場を習志野事案に追加し、防衛庁と連携して環境調査を実施。</p>	<p>・15年6月末～7月中旬 各省庁、都道府県等へ依頼。</p> <p>・15年8月末 情報提供締切。500件余りの情報が提供。</p> <p>・15年11月28日 調査結果を公表。既に判明しているもの以外に切迫した事案はなかったが、138に整理した事案を陸域4分類(A～D事案)と水域に分類。</p> <p>・16年2月4日 都道府県等へ情報収集のため、B/C事案を中心に追加的情報収集を依頼。</p> <p>・17年3月25日 B/C事案のほか、その後情報収集により新規に判明した事案を含め、これまで収集された情報等を集約・評価。17年度において環境調査等の対応が必要な事案(10事案)などを決定。</p> <p>【最近の状況】</p> <p>・17年6月29日 環境調査等の対応が必要とされた事案(10事案：参照)について、環境調査の方法など今後の対応方針を決定。 浜名湖周辺、留萌市、榛東村、千葉市、新宿区、横須賀市、阿波島、大久野島、米沢市、都城市の各事案</p>

4. 水俣病対策の現状について

(1) 水俣病問題の状況について

最高裁判決後の公健法認定申請者数（未処分者数）

3,671件（2月28日現在）

裁判の状況

「水俣病不知火患者会」に所属する者のうち、876人が、国・熊本県・チッソを相手に、1人あたり850万円を求め、損害賠償請求訴訟を提訴。第1回口頭弁論は昨年12月26日、第2回口頭弁論は2月24日に開催された。第3回口頭弁論は4月28日に開催される予定。

水俣病公式確認50年事業

水俣病公式確認50年事業のプレ事業として、平成17年大晦日から元旦にかけて「水俣YEARの始まり」を開催。3月12日には「みなまたの50年」フォーラムを開催、年度内に水俣病被害者を慰霊する碑を設置する予定。その後も、5月1日の慰霊式をはじめ、各種事業が水俣病公式確認50年事業実施委員会により計画されている。

(2) 「今後の水俣病対策について」(4月7日公表)に基づく新保健手帳の再開等について

平成17年10月13日より申請受付を再開した保健手帳について、1,571件が要件該当（3月1日現在）。

平成18年度から新たに、胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援のための事業や健康管理事業の拡充を行うこととしている。

今後の水俣病対策について

平成 17 年 4 月 7 日
環 境 省

水俣病問題については、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）平成 7 年の政治解決等に基づき各種対策が講じられてきたところであるが、昨年 10 月の関西訴訟最高裁判決において国及び熊本県の責任が認められたことを受け、規制権限の不行使により水俣病の拡大を防止できなかったことを真摯に反省し、国として、ここにすべての水俣病被害者に対し謝罪の意を表する。

平成 18 年に水俣病公式確認から 50 年という節目の年を迎えるに当たり、平成 7 年の政治解決や今般の最高裁判決も踏まえ、医療対策等の一層の充実や水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）の促進等を行い、すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため関係地方公共団体と協力して以下の対策を講ずるものとする。

1 判決確定原告に対する医療費の支給

関西訴訟及び熊本水俣病二次訴訟において損害賠償認容判決が確定した原告に対して、医療費（自己負担分）等の支給を行う。

2 総合対策医療事業の拡充

政治解決に基づき関係県と協力して環境保健行政の推進という観点から実施してきた総合対策医療事業について、高齢化の進展やこれまでの事業の実施上で明らかとなってきた課題等を踏まえ、以下のとおり拡充する。

保健手帳

医療費（自己負担分）について、1 か月の給付上限額を廃止する。また、はり・きゅう施術費及び温泉療養費について、利用回数制限（月 5 回）及び 1 回当たりの給付上限額（はり又はきゅう 1 回 1,500 円など）を廃止する。

あわせて、公健法の認定申請や裁判とは別の救済を図る道として、拡充後の保健手帳の申請受付を再開する。

医療手帳

医療手帳について、通院日数月2日以上となっている療養手当の支給要件を月1日以上に緩和する。はり・きゅう施術費の利用回数制限（月5回）及び1回当たりの給付上限額（はり又はきゅう1回1,500円など）を廃止するとともに、温泉療養費を支給対象として追加する。

3 水俣病問題に関する今後の取組

最高裁判決を重く受け止め、来年の水俣病公式確認50年に向けて、水俣病被害者の団体等及び市町村からのヒアリングの結果等も踏まえ、関係地方公共団体との連携を図りつつ、例えば以下のような施策の実施について検討する。

高齢化対応のための保健福祉施策の充実

水俣病被害者やその家族の高齢化に対応するため、介護予防の観点も含めた健康管理事業の充実といった施策の実施等。

水俣病被害者に対する社会活動支援等

胎児性患者や水俣病被害者の生活改善・社会活動の促進を図るため、それらに関連する活動や事業に対する支援、それらを行うボランティア団体等への支援、国立水俣病研究センターによる胎児性水俣病に関する社会的研究といった施策の実施等。

水俣病被害者の慰謝対策

すべての水俣病被害者を対象としたメモリアル事業等の、被害者に対して慰謝の気持ちを表す施策や水俣病発生地域の融和を図る施策の実施等。

環境保全の観点等からの地域の再生・振興対策

水俣病に関係する地点を活用し、水俣地域全体をフィールドミュージアム化する等、地域の再生・振興にも寄与する施策の実施等。

関係団体との連携及び国内外への情報発信の強化

国立水俣病総合研究センター及び情報センターの活用等により、関係団体との連携や水俣病に関する調査・研究及び情報の収集・保存、国内外への発信や国際協力を強化するための施策の実施等。

総合対策医療事業の拡充内容について

		現行制度	拡充後
総合対策医療事業	医療手帳	医療費(自己負担分) はり・きゅう施術費 ・上限 月7,500円 ・月5回 ・はり又はきゅう <u>1回1500円</u> はり・きゅう併用 <u>1回2000円</u>	医療費(自己負担分) はり・きゅう施術費 ・上限 月7,500円 ・回数制限廃止 ・ <u>1回当たりの上限廃止</u> ・温泉療養費の追加
	療養手当	療養手当 ・入院 月23,500円 ・外来通院 <u>月2日以上</u> 70歳以上 月21,200円 70歳未満 月17,200円	療養手当 ・入院 月23,500円 ・外来通院 <u>月1日以上</u> 70歳以上 月21,200円 70歳未満 月17,200円
	保健手帳	はり・きゅう施術費、温泉療養費、 医療費(自己負担分) ・上限 月7,500円 ・月5回 ・はり又はきゅう <u>1回1,500円</u> はり・きゅう併用 <u>1回2,000円</u> 医療費(通院) <u>1回1,500円</u> (入院) <u>1回7,500円</u> 温泉療養費 <u>1回1,000円</u>	医療費(自己負担分) <u>全額支給</u> はり・きゅう施術費、温泉療養費 ・上限 月7,500円 ・回数制限廃止 ・ <u>1回当たりの上限廃止</u>

新規保健手帳交付者には拡充後の保健手帳による支給を行う。

総合的な水俣病対策の充実強化

2,752百万円(1,685百万円)

総合環境政策局環境保健部企画課特殊疾病対策室
国立水俣病総合研究センター

1. 事業の概要

平成18年5月に水俣病公式確認50年の節目を迎えるに当たり、平成16年10月の関西訴訟最高裁判決や平成7年の政治解決も踏まえ、4月7日に発表した「今後の水俣病対策について」に基づき、医療対策等の拡充、被害者等の高齢化に対応するための保健福祉施策の充実、胎児性水俣病患者等への支援、水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）の促進、総合的な情報発信等を行う。

2. 事業計画

【拡充された総合対策医療事業の円滑な実施】

医療事業総額 2,069百万円(1,518百万円)

保健手帳の拡充内容 保健手帳分 555百万円 (40百万円)

- ・医療費（自己負担分）について、1か月の給付上限額を廃止し、全額支給
- ・はり・きゅう施術費及び温泉療養費の利用回数制限及び1回当たりの給付上限額の廃止

医療手帳の拡充内容 保健手帳分 1,514百万円(1,478百万円)

- ・療養手当の支給要件の緩和
- ・はり・きゅう施術費の利用回数制限及び1回当たりの給付上限額の廃止
- ・温泉療養費の支給対象への追加

【水俣病問題に関する今後の取組】 392百万円(120百万円)

高齢化対応のための保健福祉施策の充実

- ・健康管理事業の充実 138百万円 (86百万円)

- ・介護予防等在宅支援モデル研究の実施（国立水俣病総合研究センター） 43百万円(0)

水俣病被害者に対する社会活動支援等

- ・胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援 99百万円(0)
- ・胎児性水俣病に関する社会的研究の実施（国立水俣病総合研究センター） 10百万円(0)

水俣病被害者の慰謝対策

- ・水俣病公式確認50年行事の開催等への支援 20百万円(9百万円)

環境保全の観点等からの地域の再生・振興対策

- ・水俣病発生地域間の交流等の推進 5百万円(0)
- ・フィールドミュージアム事業の実施 13百万円(0)
- ・水俣病問題の環境学習等の推進 8百万円(0)

関係団体との連携及び国内外への情報発信の強化（国立水俣病総合研究センター）

- ・水俣病関連資料の収集・整理の充実及び国内外への情報発信の強化 31百万円(25百万円)
- ・水俣病関連アーカイブス事業の実施 25百万円 (0)

（その他） 291百万円(47百万円)

水俣病認定業務等関係

- ・認定業務促進事業 25百万円(21百万円)

水俣病総合対策等（上記事業を除く）

- ・公害医療研究事業 178百万円(8百万円)
- ・水俣病検診機器整備事業 57百万円(7百万円)
- ・水俣病国際貢献推進事業 17百万円(11百万円)
- ・メチル水銀に係る健康影響調査研究事業 14百万円 (0)

3. 施策の効果

平成18年に水俣病公式確認から50年という節目の年を迎えるに当たり、平成7年の政治解決や今般の最高裁判決も踏まえ、医療対策等の一層の充実や水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）の促進等を行い、すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするとともに、国内外への情報発信や後世への教訓の継承に資する。

「水俣病」問題の広がり

